

## アスベスト曝露者に対する健康リスク評価機関設置の重要性

兵庫県保険医協会 公害対策部  
NPO 法人ストップ・ザ・アスベスト  
上田進久

アスベストによる被害者発生を防止するためには、徹底した飛散防止対策と曝露者の健康リスクに基づく医療対策が必要である。現在までに、①阪神・淡路大震災と②旧夙川短大校舎解体に伴うアスベスト飛散を経験した。想像を絶する程度の曝露であったが、健康リスク評価はなされていない。

健康リスクを科学的に評価して、検診受診などの適切な対処法を示すことが重要であり、リスク評価機関の設置や仕組み作りが求められる。

### 1. 司法におけるリスク評価は適切か？

西宮市夙川裁判では「アスベスト隠し」により健康被害を立証するための証拠を持っていないことが決定的となった。一方、短期間飛散対策を講じて測定された濃度値が拡大解釈されて「健康に影響を及ぼすものとはいえない」と判断され、平穏生活権侵害については棄却された。その後、西宮市に科学的なリスク評価を求めているが、法的責任はないとして放置されている。

### 2. アスベスト曝露事例におけるリスク検証結果報告

文京区立保育園（1999年）から藤沢市立保育園（2015年）の曝露事故における検証結果報告によれば、委員会構成員は学識経験者、医師、臨床心理士、弁護士、保護者（被害者）など約10名であった。リスク評価の手法は、状況ごとに曝露量を推定し、リスクモデルを用いて判定し、レベルに応じた健康対策を示す。藤沢の例では、対象疾患を中皮腫（胸膜、腹膜、心膜）、石綿肺ガン、良性胸膜炎に加えて喉頭ガン、卵巣ガン、後腹膜繊維症としている。 $10^{-5}$ 以上のレベルは、検診の必要性を説明、 $10^{-6}$ から $10^{-7}$ のレベルは希望者に、 $10^{-7}$ 以下のレベルでは検診の必要なしと説明。

### 3. 阪神・淡路大震災から30年に向けて

都市直下型の震災により、建物が倒壊し青や茶石綿が大量に飛散した。散水もシートもなく、重機による非除去解体が行われ、マスクをつけない作業員や住民が多くいた。想像を絶する混合曝露であったが、当時の環境庁調査が行った白石綿濃度に基づくリスクでは過小評価される恐れがある。最新の知見に基づいて科学的にリスク評価を行うことが喫緊の課題であり、同時にリスク評価のシステムづくりが急がれる。

「終わりになきアスベスト災害」岩波ブックレットによれば、著者ら一同が震災後の健康対策の必要性を示している。